

契約書見本及び確認書見本

運 送 契 約 書

参議院鹿児島県選出議員選挙候補者 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) は、選挙運動のための自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

1 使用目的

公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用。

2 車種及び自動車登録番号又は車両番号

3 台 数 1 台

4 使用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで 日間

5 契約金額

円
(内訳 1 日 円× 日間)

6 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、鹿児島県に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、鹿児島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

但し、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は鹿児島県には請求できない。

7 その他

令和 年 月 日

甲 参議院鹿児島県選出議員選挙候補者
氏 名
住 所

印

乙 住 所
名 称
代表者

印

車 両 賃 貸 借 契 約 書

参議院鹿児島県選出議員選挙候補者 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) は、車両の賃貸借に
ついて、次のとおり契約を締結する。

1 使用目的

公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用。

2 車種及び自動車登録番号又は車両番号

3 台 数 1 台

4 使用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで 日間

5 契約金額

円
(内訳 1 日 円× 日間)

6 使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもとより、乙の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、鹿児島県に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、鹿児島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

但し、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は鹿児島県には請求できない。

8 その他

令和 年 月 日

甲 参議院鹿児島県選出議員選挙候補者

氏 名

住 所

印

乙 住 所

名 称

代表者

印

選挙運動用自動車燃料供給契約書

参議院鹿児島県選出議員選挙候補者 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) は、選挙運動用自動車の燃料
供給について、次のとおり契約を締結する。

1 供給する期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2 供給場所

所在地
名 称

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

4 金額 円

単価 1 リットル当たり 円とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。
(供給限度総量 0)

5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、鹿児島県に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、鹿児島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

但し、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は鹿児島県には請求できない。

6 その他

令和 年 月 日

甲 参議院鹿児島県選出議員選挙候補者

氏 名
住 所

印

乙 住 所
名 称
代表者

印

自動車運転契約書

参議院鹿児島県選出議員選挙候補者 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) は、甲が使用する選挙運動用
自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

1 運転する期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 日間
原則として毎日 時 分から 時 分まで

2 契約金額 円 (1日につき 円)

3 運転する選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

4 請求及び支払い
この契約に基づく契約金額については、乙は、鹿児島県に対し、請求するものとし、甲
はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。
なお、鹿児島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額
を速やかに支払うものとする。
但し、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は鹿児島県
には請求できない。

5 その他

令和 年 月 日

甲	参議院鹿児島県選出議員選挙候補者	
	氏 名	印
	住 所	
乙	住 所	
	名 称	
	代表者	印

選挙運動用通常葉書作成契約書

参議院鹿児島県選出議員選挙候補者 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) は、印刷物の作成について、
次のとおり契約を締結する。

1 品名 公職選挙法第142条に定める通常葉書

2 数量 枚

3 契約金額 円 (単価 円 銭)

4 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、鹿児島県に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、鹿児島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

但し、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は鹿児島県には請求できない。

6 その他

令和 年 月 日

甲 参議院鹿児島県選出議員選挙候補者
氏 名
住 所

印

乙 住 所
名 称
代表者

印

選挙運動用ビラ作成契約書

参議院鹿児島県選出議員選挙候補者 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) は、印刷物の作成について、
次のとおり契約を締結する。

- 品名 公職選挙法第142条に定めるビラ
- 数量 枚
- 契約金額 円 (単価 円 銭)
- 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、鹿児島県に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、鹿児島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

但し、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は鹿児島県には請求できない。

6 その他

令和 年 月 日

甲 参議院鹿児島県選出議員選挙候補者
氏 名
住 所

印

乙 住 所
名 称
代表者

印

選挙事務所の立札及び看板作成契約書

参議院鹿児島県選出議員選挙候補者 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) は、立札及び看板の類の作成
について、次のとおり契約を締結する。

- 品名 公職選挙法第143条に定める選挙事務所の立札及び看板の類
- 数量 枚
- 契約金額 円 (単価 円)
- 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、鹿児島県に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、鹿児島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

但し、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は鹿児島県には請求できない。

6 その他

令和 年 月 日

甲 参議院鹿児島県選出議員選挙候補者

氏 名

印

住 所

乙 住 所

名 称

代表者

印

自動車等に取り付ける立札及び看板作成契約書

参議院鹿児島県選出議員選挙候補者 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) は、立札及び看板の類の作成
について、次のとおり契約を締結する。

- 品名 公職選挙法第143条に定める自動車等に取り付ける立札及び看板の類
- 数量 枚
- 契約金額 円 (単価 円)
- 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、鹿児島県に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、鹿児島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

但し、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は鹿児島県には請求できない。

6 その他

令和 年 月 日

甲 参議院鹿児島県選出議員選挙候補者

氏 名

印

住 所

乙 住 所

名 称

代表者

印

個人演説会場の立札及び看板作成契約書

参議院鹿児島県選出議員選挙候補者 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) は、立札及び看板の類の作成
について、次のとおり契約を締結する。

- 品名 公職選挙法第143条に定める個人演説会場の立札及び看板の類
- 数量 枚
- 契約金額 円 (単価 円)
- 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、鹿児島県に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、鹿児島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

但し、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は鹿児島県には請求できない。

6 その他

令和 年 月 日

甲 参議院鹿児島県選出議員選挙候補者

氏 名

印

住 所

乙 住 所

名 称

代表者

印

選挙運動用ポスター作成契約書

参議院鹿児島県選出議員選挙候補者 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) は、印刷物の作成について、
次のとおり契約を締結する。

1 品名 公職選挙法第143条に定めるポスター

2 数量 枚

3 契約金額 円 (単価 円 銭)

4 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、鹿児島県に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、鹿児島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

但し、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は鹿児島県には請求できない。

6 その他

令和 年 月 日

甲 参議院鹿児島県選出議員選挙候補者
氏 名
住 所

印

乙 住 所
名 称
代表者

印

(第28号様式の5その1)

確認番号

自動車燃料代確認書

公職選挙法施行令第109条の4第2項第2号ロの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号ロに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

印

記

- 1 令和7年 月 日執行 参議院鹿児島県選出議員選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認金額 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、鹿児島県に支払を請求することはできません。

確認番号

公職選挙法施行令第109条の7第2項の規定に基づき、次の通常葉書作成枚数は、公職選挙法第142条第1項に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

印

1 令和7年 月 日執行 参議院鹿児島県選出議員選挙
2 候補者の氏名
3 確認枚数 枚

- 1 この確認書は、通常葉書作成枚数について確認を受けた候補者から通常葉書作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した通常葉書作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、通常葉書作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、通常葉書作成業者は、鹿児島県に支払を請求することはできません。

確認番号

公職選挙法施行令第109条の8で準用する第109条の7第2項の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、公職選挙法第142条第1項に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

印

1 令和7年 月 日執行 参議院鹿児島県選出議員選挙
2 候補者の氏名
3 確認枚数 枚

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、鹿児島県に支払を請求することはできません。

(第28号様式の5その4)

確認番号

選挙事務所用立札・看板作成数確認書

公職選挙法施行令第110条の2第2項の規定に基づき、次の選挙事務所用立札・看板作成数は、同項に定める数の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

印

記

- 1 令和7年 月 日執行 参議院鹿児島県選出議員選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確認数

備考

- 1 この確認書は、選挙事務所用立札・看板作成数について確認を受けた候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した立札・看板作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙事務所用立札・看板作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、鹿児島県に支払を請求することはできません。

(第28号様式の5その5)

確認番号

自動車等取付用立札・看板作成数確認書

公職選挙法施行令第110条の3において準用する第110条の2第2項の規定に基づき、次の自動車等取付用立札・看板作成数は、同項に定める数の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

印

記

- 1 令和7年 月 日執行 参議院鹿児島県選出議員選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確認数

備考

- 1 この確認書は、自動車等取付用立札・看板作成数について確認を受けた候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した立札・看板作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、自動車等取付用立札・看板作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、鹿児島県に支払を請求することはできません。

(第28号様式の5その6)

確認番号

個人演説会場用立札・看板作成数確認書

公職選挙法施行令第125条の3において準用する第110条の2第2項の規定に基づき、次の個人演説会場用立札・看板作成数は、同項に定める数の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

印

記

- 1 令和7年 月 日執行 参議院鹿児島県選出議員選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確認数

備考

- 1 この確認書は、個人演説会場用立札・看板作成数について確認を受けた候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した立札・看板作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、個人演説会場用立札・看板作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、鹿児島県に支払を請求することはできません。

(第28号様式の5その7)

確認番号

ポスター作成枚数確認書

公職選挙法施行令第110条の4第2項の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同項に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

印

記

- 1 令和7年 月 日執行 参議院鹿児島県選出議員選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、鹿児島県に支払を請求することはできません。